

坂戸よさこいイメージキャラクター「さかっち」着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、坂戸よさこいイメージキャラクター「さかっち」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 着ぐるみを使用できる範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市及び公的機関の行う事業であること。
- (2) 坂戸よさこい振興、又は坂戸市をPRする事業であること。
- (3) 観光のための事業であること。
- (4) その他坂戸よさこい実行委員会長（以下「会長」という。）が承認するものであること。

(使用の承認)

第3条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という）は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の制限)

第4条 第2条第2号の範囲であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承認しないものとする。

- (1) 坂戸よさこい実行委員会又は坂戸市の品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 着ぐるみが使用できない状態にあるとき。
- (6) その他会長が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 着ぐるみ使用状況報告書（様式第2号）並びに使用写真等を提出すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 着ぐるみが汚損しないよう努めること。
- (5) その他会長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消)

第6条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しないものとする。

2 前項の場合、使用者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを破損、紛失等した場合は、使用者の責任と負担により現状に復さなければならない。

(承認者の責任)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者に生じた被害に対しては、会長は一切その責めを負わない。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程項は、平成23年4月1日から施行する。